

## 新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い、次の要件を満たす方は、申請により

**保険料の減免** となります。

【申請期限：令和3年3月31日】

令和元年度分及び令和2年度分保険料のうち、納期限が  
令和2年2月1日～令和3年3月31日分 が対象です

### 保険料の減免の対象となる方

A 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下「世帯主」）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**

B 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の（１）～（３）の要件全てに世帯主が該当する世帯の方 ⇒ **保険料を減額**

#### 要件（１）

事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入（以下、事業収入等）のいずれかのうち、収入の種類ごとに見た令和2年の収入が、令和元年（平成31年）中に比べて10分の3以上減少する見込みであること

〔\* 補填金がある場合は減少見込み額から差引きます  
ただし、国、県からの各種給付金は除きます〕

#### 要件（２）

令和元年（平成31年）中の所得の合計額が1,000万円以下であること

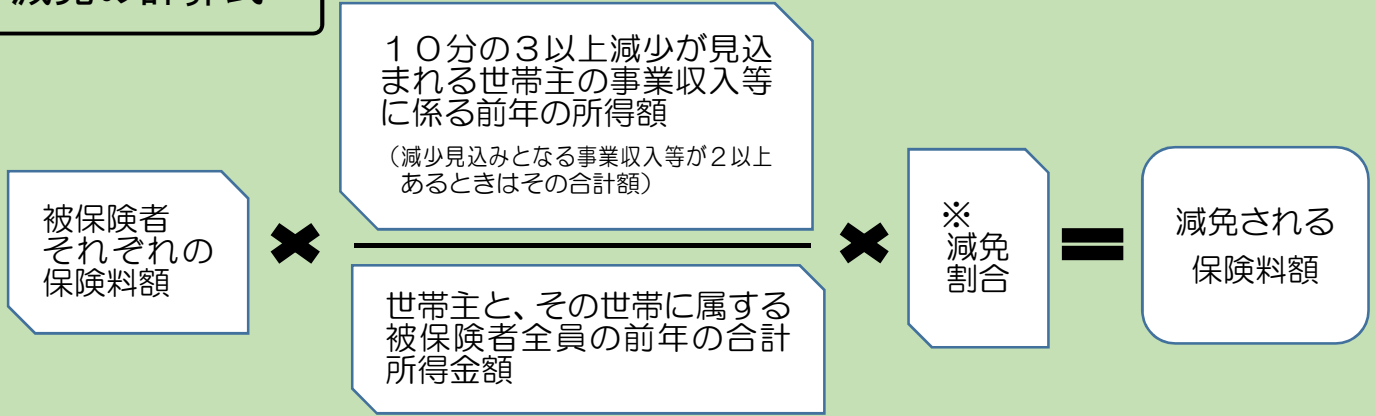
#### 要件（３）

収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年（平成31年）中の所得の合計額が400万円以下であること

※ 年金天引きで保険料を納付されている方で、減免等が決定されたときは、翌年度は納付書払または口座振替に変更となります。

※ 世帯主が主たる生計維持者でない場合はご相談ください。

## 減免の計算式



※減免割合・・・次のとおり

世帯主の前年の合計所得金額	300万円 以下	400万円 以下	550万円 以下	750万円 以下	1,000万円 以下
減免割合	10/10	8/10	6/10	4/10	2/10

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、世帯主の前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合は10/10となります。

## 必要書類

減免申請理由	準備する書類
A. 死亡または重篤な傷病	死亡診断書の写しまたは医師の診断書の写し
B. 事業収入等の減少	①前年（令和元年／平成31年）中の収入所得が分かるもの（確定申告書・住民税申告書・源泉徴収票の写し等）
	②令和2年1月以降の収入状況の確認できるもの（事業収益の分かる帳簿・給与明細書の写し等）
	③収入減少に伴う補填金がある場合（損害賠償金等の支払明細書の写し等） ※ただし、国・県からの各種給付金は除きます
	④事業等の廃止の場合（公的機関への廃業届出書の写し等）
	⑤失業の場合（離職票・雇用保険受給資格証明書の写し等）
	⑥その他必要と認める書類
AとB共通・・・本人確認書類と認印をお持ちください	

※①～⑥の書類は主に世帯主に関するものですが、①について、世帯主が被保険者以外の場合には、世帯主と被保険者両方の書類が必要です。また、被保険者が複数いる場合は、それぞれ収入所得が確認できるものが必要です。

お問い合わせ

〒785-8601 須崎市山手町1番7号 須崎市役所 市民課 保険医療係  
 TEL : (0889) 42-1355 FAX : (0889) 42-8520  
 ホームページ : <https://www.city.susaki.lg.jp/>